

(件名)

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

(要旨)

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づく認証取消しの要件（事業報告書等 3 年以上未提出）に該当する 4 法人の設立の認証を取り消す。

(認証取消日)

平成 26 年 3 月 28 日

(取り消した法人の概要)

	法人名	事務所の所在地	主な特定非営利活動の種類
1	特定非営利活動法人富士プライドネットワーク	富士宮市宮町	まちづくりの推進を図る活動
2	特定非営利活動法人介護福祉の増進活動オリーブの会	駿東郡清水町徳倉	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
3	特定非営利活動法人伊豆フットボール推進委員会	駿東郡清水町徳倉	まちづくりの推進を図る活動
4	特定非営利活動法人地球を救う会	袋井市旭町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(根拠)

- ・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条*の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

※特定非営利活動促進法第 29 条

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(参考)

- 過去の処分状況 設立認証取消し 21 件（事業報告書等 3 年以上未提出）
- 全国の認証取消数（平成 26 年 4 月末現在）1,903 件（認証数 49,042 件）
静岡県 25 件、静岡市 8 件、浜松市 3 件 県内合計：36 件
（認証数：静岡県 672 件、静岡市 299 件、浜松市 235 件 県内合計 1,206 件）